

調和

MERRY
CHRISTMAS



No. 174

会計 ● 相続 ● 経営コンサルテイング

KOBAYASHI GORDON

小林合同会計

代表社員 税理士 小林 政 氏 税理士 山 野 基 尚
代表社員 税理士 小林 政 仁 税理士 須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

社報タイトル「調和」は社内で掲げる
令和2年の標語です。

1月の税務

- 本年最初の給与支払日の前日
 1. 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先…給与の支払者（所轄税務署長）
- 1月12日
 2. 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）
- 2月1日
 3. 支払調書の提出
 4. 源泉徴収票の交付 交付先…①所轄税務署長 ②受給者
 5. 固定資産税の償却資産に関する申告
 6. 11月決算法人の確定申告
＜法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
 7. 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
＜消費税及び地方消費税＞
 8. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税及び地方消費税＞
 9. 5月決算法人の中間申告
＜法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
 10. 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告
＜消費税及び地方消費税＞
 11. 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く
法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2か月分）
＜消費税及び地方消費税＞
 12. 給与支払報告書の提出
 - (1) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
 - (2) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長
- 1月中において市町村の条例で定める日
 13. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）





令和2年10月以降の年末調整においては手続きの電子化が可能となりました。それにあわせて国税庁ホームページにて無料の年調ソフトの提供も開始されています。現在、電子化できる申告書は下記のとおりです。

【年末調整申告書関係】

- ・扶養控除等申告書
- ・配偶者控除等申告書
- ・保険料控除申告書
- ・住宅ローン控除申告書(平成31年(令和元年)以後の居住年に限られます)
- ・基礎控除申告書(令和2年分から新設)
- ・所得金額調整控除申告書(令和2年分から新設)

【控除証明書等関係】

- ・保険料控除証明書(生命保険料(新・旧)、個人年金保険料(新・旧)、介護医療保険料及び地震保険料に限ります。)
- ・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書
- ・年末残高等証明書

住宅ローン控除の適用を受けようとする家屋の居住年が平成31年(令和元年)以後であるものに限られます

年末調整の電子化を行うためには、事前に所轄税務署長宛に「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があるのでご注意ください。

新型コロナとインフルエンザ 同時流行にどう備える？

毎年、秋ごろから感染が増え始め、冬に流行するインフルエンザ。

今年は、新型コロナとインフルエンザの同時流行が懸念されています。政府の方針によると、身近なかかりつけ医で新型コロナの検査が受けられる体制を整備することです。

また、国内の企業で新型コロナウイルスとインフルエンザを同時に検査できるPCR検査キットを開発中です。発熱や倦怠感など症状だけでは見分けがつきにくい新型コロナとインフルエンザが同時検査できるようになることで早い段階で治療を開始することが期待されています。

河島 礼子

